

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水口護岸用電気防食装置用ケーブル埋設管路敷設工事において、コンクリート部ハツリ作業の際、既設の取水設備スクリーン洗浄水A系の制御信号用ケーブル及び当該ケーブル敷設用埋設管路に損傷を与えたため、対応検討	C	
2	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置に圧縮機用高圧センサの異常を示すエラーメッセージが表示されたため、当該冷却装置を点検・修理	D	
3	2号機	制御棒の定例動作確認において、制御棒（18-35）の1ノッチ引抜き操作を行ったところ、2ノッチ連続で引抜ける事象が認められたため、対応検討	C	
4	2号機	原子炉建屋3階に設置されている工事用電源分電盤（3）の接地母線に接続されている接地線の反対側の接続部が外れていたため、当該接地線を点検・修理	D	
5	2号機	原子炉建屋3階西側の壁面に設置されているコンセント用ケース部のシール材に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	原子炉隔離時冷却系の警報確認テストの際、停止中の同系ポンプ出口流量記録計に指示値異常（ノイズの影響によると思われる瞬時的な変動）が認められたため、ノイズの影響を調査	D	
7	2号機	構内地下水排水用サブドレンポンプ（原子炉建屋南東側屋外に設置）のレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
8	集中環境施設	サイトバンカ建屋換気空調系送風機（A）の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
9	その他	海生物処理設備の排熱回収ファン駆動用電動機の点検において、設置位置微調整用スライドベースの押しボルト連結支持金具の接続部にひび割れ（計2箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
10	その他	海生物焼却設備の泥砂切出装置（B）駆動用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
11	その他	事務本館別館の電気品室に設置されている通信用充電器B系の50（アンペア）ユニット（3台のうち2台）に故障が認められたため、当該ユニットを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで